

## 平成28年第2回奥多摩町議会臨時会 会議録

1 平成28年11月28日午前10時00分、第2回奥多摩町議会臨時会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	木村 圭君	第2番	大澤由香里君	第3番	澤本 幹男君
第4番	清水 明君	第5番	小峰 陽一君	第6番	石田 芳英君
第7番	宮野 亨君	第8番	高橋 邦男君	第9番	原島 幸次君
第10番	村木 征一君	第11番	師岡 伸公君		

3 欠席議員は次のとおりである。

第12番 須崎 眞君

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 澤本 恒男君 議会係主事 原島 賢一君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	若菜 伸一君	企画財政課長	山宮 忠仁君
若者定住化対策室長	新島 和貴君	総 務 課 長	井上 永一君
住 民 課 長	天野 成浩君	福祉保健課長	清水 信行君
観光産業課長	原島 滋隆君	地域整備課長	須崎 政博君
会計管理者	原島 政行君	教育課課長補佐	原島 保君
病院事務長	河村 光春君		

## 平成 28 年第 2 回奥多摩町議会臨時会議事日程〔第 1 号〕

平成 28 年 11 月 28 日(月)

午前 10 時 00 分開会・開議

会 期 平成 28 年 11 月 28 日～11 月 28 日（1 日間）

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	――	議長臨時町議会開会・開議宣告	――
2	――	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>会議録署名議員の指名</span> <span>3 番 澤 本 幹 男 君</span> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span></span> <span>4 番 清 水 明 君</span> </div>	
3	――	会期の決定について	決 定
4	――	町長あいさつ	――
5	議案第 77 号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
8	議案第 78 号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
9	議案第 79 号	奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決

(午前 10 時 29 分 閉会)

午前 10 時 00 分 開会・開議

○副議長（原島 幸次君） 申し上げます。本日、須崎議長におかれましては、入院中であるため欠席届が提出されております。よって私、副議長の原島が議長の職務を執行させていただきます。

これより平成 28 年第 2 回奥多摩町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 2、会議録署名議員の指名を議題とします。

本件につきましては、会議規則第 122 条の規定により議長において指名します。本臨時会の会議録署名議員に 3 番 澤本幹男議員、4 番 清水明議員を指名します。

次に日程第 3、会期の決定についてを議題とします。

本件につきましては、本日、議会運営委員会が開かれ、本臨時会の運営について協議が行われておりますので、その結果を議会運営委員会委員長宮野亨議員よりご報告を願います。

宮野亨議員。

〔議会運営委員長 宮野 亨君 登壇〕

○議会運営委員長（宮野 亨君） それでは、委員長報告をいたします。

平成 28 年第 2 回奥多摩町議会臨時会の運営について、本日午前 9 時より議会運営委員会を開催いたしましたので、その協議結果を報告します。

初めに本臨時会の会期であります。提出された案件を審議の結果、本日一日限りとすることに決定いたしました。

次に、議案の取り扱いについて申し上げます。配付してあります提出案件一覧及び上程別採決別一覧表をごらんください。議案第 77 号から議案第 79 号までの一部改正条例の 3 議案は関連がありますので一括上程で、採決につきましては、それぞれ即決と決定しております。

以上が議会運営委員会の協議結果であります。本臨時会の運営が効率的、かつ円滑に進行しますよう議員各位のご協力をお願い申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○副議長（原島 幸次君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。お諮りします。本臨時会の会期は本日一日限りとし、議案の上程別及び採決別についてもあわせて委員長の報告のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日一日限りとすることに決定しました。なお、本臨時会の会議日程につきましては配付してあります、会議予定表のとおり進めたいと思います。ご協力よろしくお願いたします。

また本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

次に本臨時会の開会に当たり町長より挨拶があります。

河村文夫町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） おはようございます。平成 28 年第 2 回臨時会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本年は、非常に紅葉のいい時期を迎え、奥多摩の観光客の皆さんも非常に今増えております。そういう点では、この 6 年間にわたり、奥多摩駅の乗降客は約 1,000 人ずつ増えているという報告も受けております。

観光立町を標榜する当町にとりましては、このことを地域の活性化にどうつなげていくのかというのが、今後の大きな課題だというふうに思っております。

また、11 月 3 日の文化の日でございますけれども、私たちの町が発足以来、現職消防団長として、現勝山団長が藍綬褒章という褒章を受けられました。これは、当町発足以来、現職の団長では初めての快挙でございます。常日ごろから消防団員のリーダーとして、町の安全安心のために、頑張っていたに、大変感謝を申し上げるところでございます。

また、常日ごろから、議員の皆様方には議会閉会中の議員活動につき、いろんところで、行事あるいは個々の活動等尽力をしていることにつきまして、大変感謝を申し上げるところでございます。

さて、本日の議題でございますけれども、それぞれ、後ほど担当からお話を申し上げますけれども、国の人事院勧告、また、都の人事委員会勧告に基づきまして、職員の給与、特別職の報酬、あるいは議員の報酬等を改定する必要が生じました。

これは、12 月 1 日が期限となっておりますので、12 月議会では、間に合いませんので、今日、臨時会を招集させていただきましたので、ご審議を賜りご決定をいただくようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○副議長（原島 幸次君） 以上で、町長の挨拶は終わりました。これより議案審議に入ります。

日程第 5、議案第 77 号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

日程第 6、議案第 78 号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

日程第 7、議案第 79 号、奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

以上 3 件を一括して議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 井上 永一君 登壇〕

○総務課長（井上 永一君） 議案第 77 号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第 78 号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改

正する条例、及び議案第 79 号、奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。以上 3 件の条例改正につきましては、提案理由に関連がございますので、一括してご説明を申し上げます。

提案理由でございますが、東京都人事委員会の勧告に基づき、特別給の支給率及び扶養手当の額等の改定を行うため、規定を整備する必要があるためでございます。

議案の説明に入ります前に、10 月 18 日に勧告されました東京都人事委員会の勧告内容につきましてご説明いたします。

町の給与改定は、東京都給料表をもとにしてしておりますが、平成 28 年東京都人事委員会の勧告は、例月給につきましては、公民較差が 81 円と均衡している状況にあり、また、この較差は、現行の給料表の最低単位であります、100 円に満たない極めて小さいものであることから改定を 12 年ぶりに見送り、特別給につきましては、民間事業所における支給割合を考慮して、年間支給月数を 0.10 月分引き上げる改定となりました。特別給につきましては、3 年連続の引き上げ改定でございます。給与勧告制度は、公民較差を解消して、職員と民間従業員との給与水準の均衡を図ることで、職員の給与を社会一般の情勢に適応した、適正な水準とする役割がございます。

今回の勧告では、特別給につきましては、平均年齢における公民較差を比較し、0.10 月分を引き上げ、引き上げ分を全て勤勉手当に配分する勧告がされたもので、勤勉手当に限りますと、1.7 月から 1.8 月と改められ、これにより期末手当の 2.6 月分と合わせて、年間の期末勤勉手当の支給月数を、現在の 4.30 月分から 4.40 月分と改めるもので、この改正は、平成 28 年 12 月に支給する期末勤勉手当から実施するものでございます。

今回の改正に伴います人件費の年間影響総額は、特別給につきまして、全会計の総額で約 500 万円の増額となるもので、一人当たりの特別給の額では、30 歳で扶養のない場合は 2 万 1,000 円。50 歳で配偶者と子ども二人の扶養親族があるものでは、4 万 9,000 円の増額となるものでございます。

また、制度改正といたしまして、配偶者に係る扶養手当を父母等と同額とし、子にかかる手当額を引き上げることが勧告されました。これは都内民間事業所において、配偶者を特別の取り扱いをしない方式がとられていること等を踏まえ、配偶者に係る手当額を他の扶養親族にかかる手当額と同額まで減額し、それにより生ずる原資を用いて、子にかかる手当額の引き上げを行うもので、詳細は条例改正案の中でご説明をさせていただきます。

それでは議案の内容についてご説明をさせていただきます。

初めに、議案第 77 号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明をいたします。

新旧対照表の 1 ページをごらんください。またあわせて、別に配付させていただいております。A 4 横長の提案説明附属資料をごらんください。

議会議員の報酬のうち、期末手当につきましては、現在は年間で 2.95 月。6 月に支給する場合は 1.40 月。12 月に支給する場合は 1.55 月分を支給しております。第 5 条第 2 項の

改正でございますが、この期末手当につきまして、年間で0.10月分、6月及び12月に支給する期末手当で、0.05月分ずつを引き上げるもので、この改正により6月期は1.45月分、12月期は1.60月分の合計3.05月分に改めるものでございます。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

議会議員の期末手当につきましては、年間で0.10月分の引き上げとなりますが、適用するのは、本年の12月に支給する期末手当からとなるため、28年度における期末手当の年間支給率は3.00月分、29年度以降につきましては、3.05月分となることを定めたものでございます。

附属資料の左側、議員の欄の支給率を改めるものでございます。議会議員の期末手当につきましては、人事委員会の勧告はございませんが、従来、職員と同様に引き下げ改正の際には、議員の特別給も引き下げており、また、他市町村の議員の期末手当の支給状況等を勘案し、ご提案するものでございます。

次に議案第78号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明をさせていただきます。特別職の職員につきましては、勤勉手当を含み期末手当として支給しており、現在は一般職と同様に年間で4.30月、6月に支給する場合は2.075月、12月に支給する場合は2.225月分を支給しております。

新旧対照表の2ページをごらんください。第3条第2項の改正でございますが、この期末手当につきまして、年間で0.10月分、6月及び12月に支給する期末手当で、0.05月分ずつ引き上げるもので、この改正により6月期は2.125月分、12月期は2.275月分の合計4.40月分に改めるものでございます。附属資料では、中ほどの特別職の欄、下段の施行日29年4月1日以降の期末手当の月数の改正となります。なお28年度分につきましては、この後説明をさせていただきます。附則といたしまして、第1項は、施行期日を、第2項は期末手当に関する特例措置として、平成28年12月に支給する期末手当については、条文の規定にかかわらず、100分の232.5とすることを定めたものでございます。別添の附属資料ですと特別職の欄、中段の28年12月1日の手当の月数の改正となります。28年度では、既に6月期に2.075月分の期末手当を支給しているため、28年度については、12月期に2.325月分を支給し、年間の支給率を本条例で改正いたします、年間4.40月分とするものでございます。

特別職につきましては、一般職と同様、常勤であるため、28年度から人事委員会勧告の0.10月分の改定を実施するものでございます。

次に、議案第79号、奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明をさせていただきます。新旧対照表の3ページをごらんください。

第1条関係でございますが、下線部が改正部分となり、勤勉手当の100分の85を100分の90に。再任用職員については、100分の40を100分の42.5と改めるもので、人事委員会で勧告された一般職の職員の勤勉手当の100分の10.0.10月分を引き上げるものでございます。

なお、ここで定める割合は6月及び12月の支給月に、それぞれ加算されるもので、これ  
で一般職の勤勉手当につきましては、年間で1.80月分の支給月数と改めるものでございま  
す。

附属資料では、右側の一般職の欄。下段の29年4月1日以降の勤勉手当の月数の改正と  
なります。なお平成28年度分につきましては、この後、説明をさせていただきます。

次に、その下の第2条関係でございますが、新旧対照表の3ページ、4ページとなりま  
す。先ほどご説明いたしましたように、扶養手当の額については、近年、配偶者に係る手  
当の見直しを行った都内民間事業所において、配偶者について、特別の取り扱いをしない  
方式がとられていること等を踏まえ、配偶者手当の額を他の扶養親族にかかる手当の額と  
同額まで減額し、それにより生ずる原資を用いて、子にかかる手当の額の引き上げを行う  
ことが勧告されました。改正内容につきましては、附属資料でご説明をいたします。附属  
資料の下の扶養手当の表をごらんください。

現在、配偶者手当1万3,500円。22歳に達するまでの子どもは6,000円。欠配一子、こ  
れは配偶者のいない職員の一子目の子どものことでございますけれども、欠配一子につ  
きましては1万3,500円。その他の扶養親族は6,000円でございますが、人事委員会の勧告  
では、その表の最下段の金額に改定することが勧告されました。ただ、改定幅が大きく、  
受給者への影響をできるだけ少なくする観点から、平成29年4月1日からの1年間は、中  
段の額に引き下げ、2年間で段階的に改定を実施することとなりました。第2条はその部  
分の改正でございます。また括弧内の金額は、管理職手当が支給されている職員の扶養手  
当の額となります。改め文では、別記1として規定をしておりますが、附属資料の1番下  
に説明をしております、管理職等とはいう部分がございますけれども、ここに記載されて  
いるものが対象でございます。新旧対照表4ページの第7条、第4項の改正につきましては、  
満15歳に達する日以後、最初の4月1日から満22歳に達する日以後、最初の3月31  
日に達するまでの子どもにつきましては、扶養手当に4,000円を加算して支給することを  
規定しておりますが、削除する下線部分は、現在は欠配第一子につきましては、配偶者手  
当と同額を支給しているため、この4,000円の上乗せ分は支給していないことから、その  
子に係る額を控除するため、1を減じると規定しておりますが、今後はこの規定を改め、  
欠配第一子につきましても、他の子どもと同様の支給額とし、合わせて対象者には加算分  
を支給することから条文を削除するものでございます。第3条の改正は、第2条でご説明  
いたしましたように、平成30年4月1日以降に適用される扶養手当の改正規定でございま  
す。

また、別表第1の給料表の改正につきまして、議案書改正案の後ろに添付をさせていた  
だいておりますが、今回の勧告では給料月額の変動はないもののそれぞれの給料表の3等  
級につきまして、最高号級の水準が高いことから、極めて長期にわたり、在級している職  
員に適用されている行政職給料表、3等級の150号級から153号級までの4号級。行政職  
給料表(2)3等級の262号級から273号級までの12号級をカットするものでございます。

なお、当町では該当する職員はおらず、今後も該当することはありませんので、ここの改正につきましては特に影響はございません。附則でございますが、第1項は、この条例の施行期日を定めております。第1条関係の改正規定は、この条例の公布の日から第2条の改正規定は、平成29年4月1日から、第3条の改正規定は、平成30年4月1日からそれぞれ施行するものでございます。

第2項は勤勉手当に関する特例措置として、平成28年12月に支給する勤勉手当については、改め文の規定にかかわらず、100分の95と。再任用職員は100分の45とすることを定めるものでございます。別添の附属資料ですと、右側の一般職の欄、中段の28年12月1日の勤勉手当の月数の改正となります。28年度では既に6月期に0.85月分の勤勉手当を支給しているため、28年度については、12月期に0.95月分を支給し、年間の支給率を本条例で改正いたします、年間1.80月分とするものでございます。

第3項は、第2条の改め文では、欠配一子の扶養手当を1万円としておりますが。その子どもが満15歳から、満22歳の特定扶養親族に当たる場合は、他の子どもと同様に、扶養手当を7,500円とするものでございます。なお、この子どもには、4,000円の加算額が上乘せされるため、改め文で定めた1万円を上回る手当が支給されることとなります。第4項は給料表の最高号給を超えた、給料月額を受けている職員の改正後の給料月額期間等は、町長が定める規定となっております。なお、職員給与の条例改正につきましては、職員組合の理解を得て提案させていただいておりますことを申し添えさせていただきます。

以上で議案第77号から議案第79号までの説明を終わらせていただきます。

ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（原島 幸次君） 以上で説明は終わりました。これより、ただいま上程の議案第77号の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔(なし)と呼ぶ者あり〕

○副議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第77号の質疑を終結します。

次に、議案第78号の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第78号の質疑を終結します。

次に、議案第79号の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第79号の質疑を終結します。

次にただいま上程の議案第77号から議案第79号について、討論を省略し採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕



○副議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よってこれより採決します。  
日程第 5、議案第 77 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって議案第 77 号については、原案のとおり可決されました。

次に日程第 6、議案第 78 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって議案第 78 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 7、議案第 79 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって議案第 79 号については、原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は、全て終了しました。

以上をもって、平成 28 年第 2 回奥多摩町議会臨時会を閉会とします。

大変ご苦勞さまでした。

午前 10 時 29 分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会副議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員